

公正な研究活動の推進について

平成27年9月30日(水)

文部科学省 科学技術・学術政策局
人材政策課研究公正推進室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,

CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

研究不正の現状等

研究不正の現状

- 研究活動における不正行為が後を絶たず、これらの不正行為が社会的に大きく取り上げられる事態となっている。
- 平成26年度中だけでも、全国の研究機関の調査委員会において、12件(※)の研究不正行為が認定。
(※)平成27年3月31日現在で文部科学省が把握している件数

研究不正の背景と問題点

- 研究活動の本質の理解や、それに基づく**作法や研究者倫理**について、研究者を目指す学生や若手研究者の中に、**十分な教育を受けていない**状況がある。
- また、上記について研究指導に当たるべき研究者の中に、**その責務を十分に自覚していない**者が見受けられる。
- 競争的環境の急速な進展、研究分野の細分化や専門性の深化、研究活動体制の複雑化・多様化の結果、科学コミュニティにおける問題として自浄作用が働きにくくなっている、との指摘もある。
- これまでの不正行為の防止に係る対応は、**専ら個々の研究者の自己規律と責任のみに委ねられている**側面が強くなっている。
- 研究成果の第三者による検証可能性を確保し、不正行為の抑止や、研究者が万一不正行為の疑いを受けた場合にその自己防衛に資する、**研究データの保存等が必ずしも十分ではない**。

研究不正に対する認識

- 研究活動に関わる不正行為は科学への信頼を大きく揺るがし、科学の発展を妨げる、あってはならないもの。
- 未来への先行投資として、国民の信頼と負託を受けて国費による研究開発を進めていることから、**研究活動の公正性の確保がより一層強く求められている**。
- 今日の科学研究が限りなく専門化を深めた結果、研究者同士でさえ、互いに研究活動の実態を把握しにくい状況となっていることから、研究者が公正に研究を進めることが従来以上に重要。

公正な研究活動の推進に関するこれまでの取組

文部科学省の取組等

●ガイドラインを策定し、不正行為に対応するための各機関における体制整備を促進

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)

- ・「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」(平成18年8月8日 科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会)を見直し、新たに大臣決定。
- ・これまで不正行為に関する対応が研究者の自己責任のみに委ねられている側面が強かったことを踏まえ、**研究機関が組織を挙げてこの問題に取り組む**よう求めていく。

具体的には、各研究機関に対して、

- ①**組織としての責任体制**を確立するため、ガイドラインに基づく**規程や体制の整備・公表**
- ②不正行為の事前防止のため、**研究倫理教育の実施**や一定期間の**研究データの保存・開示の義務づけ**

を求める。

その上で、体制に不備が認められたにも関わらず、改善がなされない場合には、**間接経費の削減措置**を講じる。

- ### ●「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成24年10月17日改正)
- 競争的資金の配分を受けている研究活動において不正行為が認定された場合や競争的資金の不正使用等があった場合、当該研究者に対して**全府省の競争的資金への応募資格を制限**。

●研究公正推進室の設置(平成27年4月1日)

ガイドラインに基づく体制整備等の**履行状況調査の実施**、体制整備等に不備があることが確認された研究機関に対する**指導・助言**、研究機関における**調査体制への支援**、不正事案の**一覧化公開**等を実施。

●公正な研究活動の推進に関する有識者会議の設置(平成27年4月17日)

履行状況調査に関する助言、研究機関への指導・管理条件の付与に関する助言等を得るため、「公正な研究活動の推進に関する有識者会議」を設置。

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン【概要】

赤字:新たなガイドラインで規定

【不正行為に関する基本的考え方】

- 研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為。不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。
- 不正に対する対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。
- 今後は、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう対応の強化を図る必要。
特に、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進。

研究者の責任

【公正な研究】

- 科学研究の実施は社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、公正な研究活動を遂行
- 責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能とする研究管理
 - ・共同研究における個々の研究者間の役割分担・責任の明確化
 - ・研究データの適正な記録保存や厳正な取扱いの徹底

【研究成果の発表】

- 研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティへの公開
(研究成果の発表とは、その内容について研究者間相互の吟味・批判を受けることであり、これにより人類共通の知的資産の構築へ貢献)

【法令の遵守】

- 研究の実施にあたり、法令や関係規則の遵守

【不正行為疑惑への説明責任】

- 特定不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において科学的根拠を示し、説明

違反に対する措置

- 競争的資金等の返還、申請及び参加資格の制限
(競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の特定不正行為も対象とする)
- 組織内部規程に基づく処分

研究機関の責任

【組織としての責任体制の確立】

- 管理責任の明確化と不正行為を事前に防止する取組の推進
 - ・不正行為疑惑の調査手続きや方法等に関する規程・体制の整備・公表
 - ・実効的な取組推進(研究者間の役割分担・責任の明確化、代表研究者による研究成果確認、若手研究者へのメンター配置等を組織的に取組む)

【不正の事前防止に関する取組】

- 不正行為を抑止する環境整備
 - ・研究倫理教育の実施
 - ✓大学: 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底。学生への研究倫理教育を実施。
 - ✓大学等の研究機関: 研究倫理教育責任者の配置。広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施。
 - ✓配分機関: 競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認。
 - ・一定期間の研究データの保存・開示の義務付け

【不正事案発生後の対応】

- 特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)の告発受付、事案調査、調査結果の公開
 - ・調査への第三者的視点の導入(外部有識者半数以上。利害関係者排除)
 - ・各研究機関における調査期間の目安の設定
 - ・調査の公正性等に関する不服申立ては調査委員を交代・追加等して審査

違反に対する措置

- 間接経費の削減
 - ・体制整備等に不備が認められた研究機関に「管理条件」を付し、その後、履行が認められない場合、また、正当な理由なく特定不正行為の疑いがある事案に対する調査が遅れた場合に措置

公正な研究活動の推進に関する今後の取組

文部科学省における今後の主な取組課題

●体制整備等に関する履行状況調査の実施

- ・組織としての責任体制、研究倫理教育の実施状況、研究データの保存・開示の実施状況等を把握するため、**履行状況調査を実施し、各研究機関における確実な体制整備を促進**する。
- ・履行状況調査の結果、体制整備等に不備があることが確認された場合、当該研究機関に対して**管理条件を付与**するなどにより**指導・助言**を行い、改善が見られない研究機関に対し、**競争的資金の間接経費を削減**する等の措置をとる。

●研究公正推進事業

- ・資金配分機関（日本学術振興会、科学技術振興機構、日本医療研究開発機構）との連携により、**研究倫理教育に関する標準的なプログラムや教材の開発、シンポジウムや研修会の実施等**により、各研究機関における研究倫理教育を支援する。

●研究機関における調査体制への支援

- ・研究機関において十分な調査を行える体制にない場合は、日本学術会議や配分機関と連携し、**専門家の選定・派遣等**を支援する。

●不正事案の一覧化公開

- ・不正事案の一覧化公開により、各研究機関等における**不正行為の抑止や不正行為が発覚した場合の対応**に活かす。

以上の取組を継続して実施していく。

履行状況調査（平成27年度）

1. 目的

ガイドラインを踏まえた体制整備等の状況、他の研究機関の参考となる取組等を把握し公表することにより、各研究機関における公正な研究活動の推進に資することを目的として実施。

2. 調査対象

(1) 書面調査

- ①国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、文部科学省が所管する試験研究機関、文部科学省が所管する独立行政法人
- ②平成27年度に文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金により研究を行う研究代表者を有する研究機関

(2) 現地調査、面接調査

- ①特定不正行為の事案が文部科学省に報告された研究機関
 - ②書面調査の結果、更なる調査を行う必要があると判断した研究機関
 - ③その他、調査を行う必要があると判断した研究機関
- 以上の研究機関の中から調査対象を選定

3. 調査の視点

公正な研究活動を推進するため、どのような方針や理念の下、どのような実効性のある体制を整備し、研究活動における不正行為に対する取組を行っていくのか。

- ・書面調査：①研究活動の不正行為に対する方針や理念、これに基づきどのような活動を行っていくのか
②各研究機関が抱えている課題等 ③ガイドラインを踏まえた現時点での体制整備等の状況
- ・現地調査、面接調査：公正な研究活動に対する方針や理念に基づいた、体制整備の状況、研究倫理教育の実施状況、研究データの保存及び必要に応じた開示の状況、告発や相談に対する対応状況等

4. スケジュール

- ・書面調査
 - 7月24日以降 調査依頼
 - 9月11日 提出〆切
 - 10月以降 集計、とりまとめ
- ・現地調査、面接調査
 - 10月以降順次実施
- ・来年3月頃を目途に結果をとりまとめ、公表の予定

不正事案の一覧化公開について

1. 目的

研究者等が不正行為の態様を学ぶことによる不正行為の抑止や、研究機関において不正行為が発覚した場合の対応に活かすことを目的として、不正事案の概要及び研究機関・配分機関における対応等を一覧化して公開。

2. 公開内容

平成27年4月以降、文部科学省が特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が行われたとの報告を受けたときは、文部科学省ホームページ上で公開。また、追加報告を受けるなど、ホームページに掲載している内容を追加等する必要がある場合には、その内容を反映。ただし、一覧化し公開する目的に鑑みて、不正行為に関与した者の氏名については、文部科学省ホームページに掲載しない。

なお、特定不正行為以外の研究活動における不正行為（二重投稿や不適切なオーサーシップなど）が行われたとの報告を受けた場合も、これに準じて対応。

- 特定不正行為の種別（捏造、改ざん、盗用）
- 調査委員会を設置した機関名
- 特定不正行為に関与した者等の所属機関、部局等及び職名
- 特定不正行為と認定された研究が行われた機関名及び研究期間
- 告発受理日
- 本調査の期間
- 不服申立てに対する再調査の期間
- 文部科学省が報告を受理した日
- 特定不正行為が行われた経費名称（競争的資金等における制度名、基盤的経費の名称等）
- 不正事案の概要（告発の概要、本調査の体制、調査方法、調査結果、特定不正行為と認定した理由、不服申立ての概要及び再調査結果、特定不正行為に関連する経費の支出等）
- 特定不正行為の発生要因及び再発防止策
- 研究機関が行った措置（競争的資金等の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取下げ勧告等）
- 配分機関が行った措置（競争的資金の申請資格制限の有無及びその期間、対象経費の返還）

研究機関における公的研究費の管理・監査に関する文部科学省の取組

背景及び現状

- 公的研究費の不正使用は、研究活動への公的支援に対する国民の支持・信頼を損ない、我が国の科学技術・学術の発展を阻害する大きな問題。
 - しかしながら、依然として研究費の不正使用が後を絶たず、社会問題としても大きく取り上げられる事態となっている。
- ➔ 研究費の不正使用防止のため、研究機関に対するモニタリングを行い、必要に応じて指導や措置を行うなど、着実な運用が必要。

文部科学省の取組内容

I. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月)(文部科学大臣決定)

- 文部科学省及び所管独法から配分される公募型研究資金について、更なる適正な管理がなされるよう、すべての配分先機関に要請する事項等を示したもの。
- 【ポイント】
- | | |
|---------------------------|--|
| ① <u>不正を事前に防止</u> する取組の観点 | ⇒ <u>コンプライアンス教育の受講義務化</u> や受講管理の徹底 |
| ② <u>組織の管理責任の明確化</u> の観点 | ⇒ 体制整備の不備や調査結果の報告遅延に対する <u>間接経費の削減措置</u> |
| ③ <u>国による監視と支援</u> の観点 | ⇒ 機関への <u>調査・モニタリング機能の多様化・強化</u> |

II. 研究機関のガイドラインに基づく体制整備状況のモニタリング等の実施

【対象】：文部科学省又は所管独法から公募型研究資金を受けて、その管理を行っている全ての研究機関。(およそ2,000機関)

- 【内容】：①「実態把握のためのモニタリング」として、毎年度全ての機関から書面(「体制整備等自己評価チェックリスト」)による報告を求める。
- ②「措置のためのモニタリング」として、毎年度、定期に行う「履行状況調査」、緊急・臨時案件に対応して行う「機動調査」、改善状況をフォローアップする「フォローアップ調査」、不正発覚後の状況を把握する「特別調査」の4つの調査を設け、種々の事態に対応。
- ③体制整備・運用に不備が認められた場合は、「管理条件の付与」、「間接経費の削減」、「配分の停止」の各措置を段階的に講じ、改善を促す。

III. 研修会の開催等

- ① 公的研究費の不正使用の防止に向けて、全国で研究機関向けの研修会を開催。(24年度～)
- ② モニタリングの結果を分析し、分析結果報告書として公表。(20年度～)
- ③ 各機関のコンプライアンス教育に資するよう、コンテンツ教材(管理者向け・研究者向け)を制作・公表。(26年7月)

研究機関における公的研究費の管理・監査体制の整備・運用の更なる徹底、不正使用に対する意識の更なる向上